委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラバレーボール協会(以下「本協会」という。)の活動を円滑に進めるために設置する委員会の運営に関する基本事項を定める。

(種類)

- 第2条 本協会は、次に掲げる委員会を設置することができる。
 - (1) 倫理委員会
 - (2) 選手選考委員会
 - (3) 強化委員会規程
 - (4) 指導者育成委員会
 - (5) その他本協会の円滑な運営のために必要と判断された委員会

(所掌)

- 第3条 各委員会は、理事会の諮問に応じると共に、次に掲げる事項に関して審議の上、これを 所掌する。
 - (1) 倫理委員会
 - ①本協会倫理規程第2条に定める役職員等の綱紀粛正の推進に関すること。
 - ②本協会規則の遵守に関すること。
 - ③前二号について、周知徹底を図ると共に、必要に応じて事実確認等を行い、その結果を代表理事に具申すること。
 - (2) 選手選考委員会
 - ①Sitting Volleyball等の国際競技大会及び指定大会等に参加する代表選手の選考について審議・決定する
 - (3) 強化委員会
 - ①強化指定選手及びユース等育成指定選手の選考に関すること
 - ②選手強化事業の企画、運営に関すること
 - ③選手強化事業に係る情報の収集に関すること
 - ④本協会の強化指定選手及びユース等育成指定選手の強化に関すること
 - ⑤競技の啓発と普及発展に関すること
 - (4) 指導者育成委員会
 - ①公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が制定する「日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者制度」に基づく、Sitting Volleyball等の指導者の養成と資格認定に関する専門事項を審議する。
 - ②前号に掲げる専門事項とは、次の各事項をいう。
 - 1. 専門科目の講習の企画、運営に関すること
 - 2. 専門科目の履修カリキュラム、教材、講師に関すること
 - 3. 講習、試験、検定の実施並びに合否判定に関すること
 - 4. 資格更新者の研修並びに登録に関すること

(新設及び改廃)

第4条 委員会の新設及び改廃は、理事会の決議を経て定めるものとする。

(定員)

第5条 委員会の定員は、各委員会の業務に応じて理事会が定めるものとする。

(選任)

第6条 各委員会を構成する委員は、理事会の推薦を受けた候補者から理事会が選任し、代表理 事が委嘱する。

(任務)

第7条 委員は、理事会の要請に従い、本協会事業及び各委員会業務について、定められた方針 に基づいてその執行に協力することをその任務とする。

(任期)

- 第8条 委員の任期は、各委員会規程の定めるところによる。
 - 2 補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。
 - 3 委員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
 - 4 期間を定めることが適切でないものについては、設置の都度、理事会にて定めるものとする。

(義務)

第9条 委員は、委嘱された任務に優先的に参加しなければならない。

(解任及び資格の喪失)

- 第10条 委員が次の各号に該当する場合には、理事会は、その過半数の決議を経て当該委員を 解任することができる。
 - (1) 前条に定める任務を懈怠しているとき
 - (2) 各委員会規程が定める資格要件を喪失したとき

(その他)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決による。